

Eメール配信 (Friday, 18 September 2020 9:12 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

【日本・シンガポール間におけるビジネストラックについて】

日本・シンガポール間のビジネストラックの概要について、発表がございました。

※情報は随時更新されますので、ご利用の際には、外務省等のウェブサイトから最新の情報を必ず御確認ください

(主なポイント)

・相手国への渡航後 14 日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能

(自宅等と用務先の往復等に限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出は回避)

- ・日本もしくはシンガポールに居住している人が対象 (国籍は不問)
- ・渡航先における滞在可能は 30 日以内

<日本への入国・帰国時の主な流れ> ※詳細は必ず、外務省のウェブサイトをご確認ください。

- ①対象者の受入企業・団体が「誓約書 (日本人ビジネストラック)」、
「本邦活動計画書」を作成し、両書類の写しを渡航対象者へ送付する。
- ②渡航対象者は、同書類を在シンガポール日本国大使館に提出し、大使館よりビジネストラックの利用者であることを証明する「カバーレター」を入手する。
- ③渡航対象者は、シンガポールからの出国 72 時間以内に PCR 検査を受け、陰性であることを証明する「検査証明」を取得する。(検査には②で入手した「カバーレター」が必要。)
- ④渡航対象者は、日本への入国・帰国時に「誓約書 (日本人ビジネストラック)」（写し）、
「本邦活動計画書」(写し)、「検査証明」(又はその写し)及び機内で配布される「質問票」を空港の検疫に提出する。

尚、日本からシンガポールへの帰国後は 14 日間、指定施設での待機が求められます。

日本外務省 (国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について (シンガポール・ビジネストラック)) :

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html

<シンガポールへの入国時に必要な措置>

シンガポール政府が定める手続をとる必要があります。

詳細は下記ご参照下さい。

日本外務省 (ビジネストラック (短期出張目的) (日本からシンガポールへの渡航)) :

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/travel_jpsg.html

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当 : 清水) E-mail: info@jcci.org.sg